

第一審判決に対するコメント

- 1 平成22年12月8日午後1時10分、神戸地方裁判所第4民事部は、原告：特定非営利活動法人ひょうご消費者ネットと被告：株式会社ジャルツアーズとの不当条項使用差止等請求事件について、原告敗訴の判決を言い渡しました。
- 2 判決理由において、裁判所は、「被告と旅行者との間の旅行契約に係る旅行代金について本件JMB特典を利用するというとき、被告と旅行者の間には、旅行代金を特典利用前代金とする旅行契約が成立しているに過ぎず、旅行代金のうち特典利用額相当額については、旅行者が支払委託しているJALが立替払いしているという関係になるから、旅行者と被告との間に、本件JMB特典の交付やその返還ないし払戻しについて何らかの合意がなされているということとはできず、この点に関する本件条項が上記旅行契約に含まれているということもできない。」と述べ、その余の消費者契約法に関する問題点やマイルなどの企業ポイントの財産的価値に関する論点には一切言及することなく、原告の請求を棄却したものです。

要するに、この判決は、ジャルツアーズは、本件不当条項を「使っていない」としたのですが、その論理が成り立つものかどうか疑問があり（「企業ポイント利用の法的構成が立替払いであること」から、直ちに「旅行者と被告との間においける本件JMB特典の交付等についての合意の欠如」が導けるはずがなく、むしろ「合意の存在」が導かれると考えられる）、少なくとも原告にとっては「肩すかし判決」であると評価できます。
- 3 原告としては、第一審裁判所の理解を得られなかったことは残念ですが、今後は、控訴を視野に入れて、再度、本件に関する問題点を追及していく予定です。